

# 川崎市公報

毎月2回10日・25日発行  
発行所 川崎市役所  
印刷所 機 東 洋

購 読 料 (前納)  
1 年 10,800 円  
1 箇月 900 円

## 目 次

### 条 例

◇住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例 (第42号) .....1961

### 規 則

◇川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (第112号) .....1961

◇川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則 (第113号) .....1962

◇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則 (第114号) .....1962

◇川崎市公印規則の一部を改正する規則 (第115号) .....1965

◇川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (第116号) .....1965

### 告 示

◇道路区域の変更 (第654号) .....1965

◇平成20年第5回川崎市議会定例会の招集 (第655号) .....1966

◇自転車等の撤去と保管 (第656号) .....1966

◇国民健康保険被保険者証の無効 (第657号) .....1966

◇2008年度版環境基本計画年次報告書 (第658号) .....1966

◇自転車等の撤去と保管 (第659号) .....1966

◇道路区域の変更 (第660号) .....1967

◇道路の供用開始 (第661号) .....1967

◇道路区域の変更 (第662号) .....1967

◇道路の供用開始 (第663号) .....1967

◇川崎市排水設備指定工事店の指定の取消し (第664号) .....1968

◇道路区域の変更 (第665号) .....1968

◇道路の供用開始 (第666号) .....1968

◇人事行政の運営の状況の概要及び人

事委員会の業務の状況の公表 (第667

号) .....1968

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定 (第668号) .....1968

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (第669号) .....1968

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (第670号) .....1968

### 公 告

◇登戸土地区画整理審議会委員選挙において選挙すべき委員の数 (第479号) .....1969

◇一般競争入札の執行 (第480号) .....1969

◇開発行為に関する工事の完了 (第481号) .....1971

◇一般競争入札の執行 (第482号) .....1971

◇道路位置の指定 (第483号) .....1977

◇一般競争入札の執行 (第484号) .....1977

◇道路位置の指定 (第485号) .....1979

◇一般競争入札の執行 (第486号) .....1979

◇一団地の総合的設計制度の認定 (第487号) .....1981

◇市営住宅等敷地内の放置自転車の処分 (第488号) .....1981

◇一般競争入札の執行 (第489号) .....1981

◇武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業の事業計画の縦覧 (第490号) .....1983

◇登戸土地区画整理審議会委員選挙の候補者の氏名及び住所 (第491号) .....1983

◇登戸土地区画整理審議会委員選挙について投票を行わない旨の公告 (第492号) .....1984

◇漂流物の拾得 (第493号) .....1984

川崎市建築基準法施行細則（平成5年川崎市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第5条の4第2項」を「第5条の4第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年11月28日から施行する。

川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第113号

川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（昭和38年川崎市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表幸消防団の部第4分団の項中「小倉」の次に「東小倉」を加える。

附 則

この規則は、平成20年12月8日から施行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第114号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

（川崎市情報公開条例施行規則の一部改正）

第1条 川崎市情報公開条例施行規則（平成13年川崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条の2関係）

名 称
財団法人川崎市国際交流協会（平成元年8月25日に財団法人川崎市国際交流協会という名称で設立された法人をいう。）
川崎市土地開発公社
財団法人川崎市指定都市記念事業公社（昭和52年4月21日に財団法人川崎市指定都市記念事業公社という名称で設立された法人をいう。）
財団法人かわさき市民活動センター（昭和57年4月8日に財団法人川崎ボランティアセンターという名称で設立された法人をいう。）
財団法人川崎市文化財団（昭和60年3月23日に財団法人川崎市文化財団という名称で設立された法人をいう。）
かわさき市民放送株式会社

川崎アゼリア株式会社

川崎冷蔵株式会社

財団法人川崎市産業振興財団（昭和63年4月2日に財団法人川崎市産業振興財団という名称で設立された法人をいう。）  
株式会社川崎球場

財団法人川崎市公園緑地協会（昭和46年4月1日に財団法人川崎市公園緑地協会という名称で設立された法人をいう。）  
財団法人川崎市リサイクル環境公社（平成2年3月23日に財団法人川崎市リサイクル環境公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人川崎・横浜公害保健センター（昭和52年2月10日に財団法人川崎・横浜公害保健センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人川崎市シルバー人材センター（昭和55年8月1日に財団法人川崎市シルバー人材センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人川崎市身体障害者協会（昭和59年3月30日に財団法人川崎市身体障害者協会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会（昭和60年4月1日に財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会という名称で設立された法人をいう。）

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会（昭和62年11月4日に財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人川崎市看護師養成確保事業団（平成5年3月1日に財団法人川崎市看護師養成確保事業団という名称で設立された法人をいう。）

財団法人川崎市保健衛生事業団（平成6年10月1日に財団法人川崎市保健衛生事業団という名称で設立された法人をいう。）

財団法人川崎市まちづくり公社（昭和28年12月24日に財団法人川崎市耐火建築助成公社という名称で設立された法人をいう。）

川崎市住宅供給公社

みぞのくち新都株式会社

川崎臨港倉庫株式会社

かわさきファズ株式会社

財団法人川崎市水道サービス公社（平成元年4月1日に財団法人川崎市水道サービス公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人川崎市消防防災指導公社（平成4年12月1日に財団法人川崎市消防防災指導公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人川崎市学校給食会（昭和33年5月1日に財団法人川崎市学校給食会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人川崎市生涯学習財団（平成2年5月22日に財団法人川崎市生涯学習振興事業団という名称で設立された法人をいう。）

財団法人川崎市体育協会（平成4年7月3日に財団法人川崎市体育協会という名称で設立された法人をいう。）

(川崎市事務分掌規則の一部改正)

第2条 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の部交流推進課の項第4号中「財団法人川崎市国際交流協会」の次に「(平成元年8月25日に財団法人川崎市国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第4条の表管財部の部管財課の項第6号中「社団法人全国市有物件災害共済会」の次に「(昭和24年1月14日に社団法人全国市有物件災害共済会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第5条の表市民生活部の部庶務課の項第5号中「財団法人川崎市指定都市記念事業公社」の次に「(昭和52年4月21日に財団法人川崎市指定都市記念事業公社という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同部市民協働推進課の項第10号中「財団法人川崎市市民自治財団」の次に「(昭和54年6月2日に財団法人川崎市市民自治財団という名称で設立された法人をいう。)」を、「財団法人かわさき市民活動センター」の次に「(昭和57年4月8日に財団法人川崎ボランティアセンターという名称で設立された法人をいう。)」を加え、同部市民文化室の部第8号中「財団法人川崎市文化財団」の次に「(昭和60年3月23日に財団法人川崎市文化財団という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第6条の表産業振興部の部工業振興課の項第12号中「財団法人川崎市産業振興財団」の次に「(昭和63年4月2日に財団法人川崎市産業振興財団という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第7条の表緑政部の部公園管理課の項第9号中「財団法人川崎市公園緑地協会」の次に「(昭和46年4月1日に財団法人川崎市公園緑地協会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同部生活環境部の部第8号中「財団法人川崎市リサイクル環境公社」の次に「(平成2年3月23日に財団法人川崎市リサイクル環境公社という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同部廃棄物指導課の項第9号中「財団法人かながわ廃棄物処理事業団」の次に「(平成8年11月1日に財団法人かながわ廃棄物処理事業団という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第8条の表保健医療部の部健康増進課の項第12号中「財団法人川崎市保健衛生事業団」の次に「(平成6年10月1日に財団法人川崎市保健衛生事業団という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同部環境保健課の項第9号中「財団法人川崎・横浜公害保健センター」の次に「(昭和52年2月10日に財団法人川崎・横浜公害保健センターという名称で設立された法人をいう。)」を加え、同部地域医療課の項第9号中「財団法人川崎

市看護師養成確保事業団」の次に「(平成5年3月1日に財団法人川崎市看護婦養成確保事業団という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表障害保健福祉部の部障害福祉課の項第14号中「財団法人川崎市身体障害者協会」の次に「(昭和59年3月30日に財団法人川崎市身体障害者協会という名称で設立された法人をいう。)」を、「財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会」の次に「(昭和60年4月1日に財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第9条の表総務部の部庶務課の項第5号中「財団法人川崎市まちづくり公社」の次に「(昭和28年12月24日に財団法人川崎市耐火建築助成公社という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第10条の表総務部の部技術監理課の項第9号を削る。

第11条の表港湾振興部の部庶務課の項第12号中「社団法人川崎港振興協会」の次に「(平成3年12月2日に社団法人川崎港振興協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同条第2項第3号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第3条中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第4条第3号中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

第9条第2項第7号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第3項又は第5項の規定により読み替えて適用する同条例附則第2項又は第4項に規定する給料月額に相当する額を定める規則の一部改正)

第4条 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第3項又は第5項の規定により読み替えて適用する同条例附則第2項又は第4項に規定する給料月

額に相当する額を定める規則（平成19年川崎市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

（川崎市市税条例施行規則の一部改正）

第5条 川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第4号中「民法（明治29年法律第89号）第34条の規定によって設立した公益法人」を「公益社団法人及び公益財団法人並びに非営利型法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。）（それぞれ収益事業を併せ行うものを除く。）」に改め、同条第5号中「第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体」を「第260条の2第7項に規定する認可地縁団体」に、「法人で」を「特定非営利活動法人で」に改める。

（川崎市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第6条 川崎市母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「又は寄附行為を記載した書類」を削る。

（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

第29条第1号ア中「財団法人日本適合性認定協会」の次に「（平成5年11月1日に財団法人日本適合性認定協会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

（川崎市医療法施行細則の一部改正）

第8条 川崎市医療法施行細則（平成9年川崎市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「第55条第3項」を「第55条第6項」に改める。

第35条中「第55条第5項」を「第55条第8項」に改める。

第40条第1項中「第68条において準用する民法（明治29年法律第89号）第57条」を「第46条の4第6項」に改める。

第70号様式中「第55条第3項」を「第55条第6項」に改める。

第82号様式中「第68条」を「第46条の4第6項」に改める。

（川崎市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部改正）

第9条 川崎市墓地等の経営の許可等に関する条例施行

規則（平成13年川崎市規則第96号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、「又は寄附行為」を削る。

（川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部改正）

第10条 川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則（平成12年川崎市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（裏）注第2項中「社団法人、財団法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

（川崎市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第11条 川崎市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成18年川崎市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（裏）備考第2項中「社団法人、財団法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

（川崎市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第12条 川崎市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成18年川崎市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第1号様式備考第2項中「社団法人、財団法人等」を「一般社団法人、一般財団法人等」に改める。

（川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規則の一部改正）

第13条 川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規則（平成11年川崎市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「社団法人日本下水道協会」の次に「（昭和40年1月16日に社団法人日本下水道協会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

（川崎市消防局の組織に関する規則の一部改正）

第14条 川崎市消防局の組織に関する規則（昭和38年川崎市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第7条の表予防部の部予防課の項第10号中「財団法人川崎市消防防災指導公社」の次に「（平成4年12月1日に財団法人川崎市消防防災指導公社という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 第8条の規定による改正前の川崎市医療法施行細則、第10条の規定による改正前の川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則、第11条の規定による改正前の川崎市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則及び第12条の規定による改正前の川崎市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

川崎市長 阿部 孝 夫

**川崎市規則第115号**

川崎市公印規則の一部を改正する規則

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 専用公印の表中

58	区金銭出納員印	てん書	方18	印影印刷専用	会計室審査課長	会計室審査課
----	---------	-----	-----	--------	---------	--------

を

58	区金銭出納員印	てん書	方18	印影印刷及び電子印影専用	会計室審査課長	会計室審査課
----	---------	-----	-----	--------------	---------	--------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

川崎市長 阿部 孝 夫

**川崎市規則第116号**

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成4年川崎市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「同法第54条に規定する通信制の課程並びに」を削る。

第1号様式中

3 健康保険	<input type="checkbox"/> 国保	<input type="checkbox"/> 組合
	<input type="checkbox"/> 政管	
	<input type="checkbox"/> 県外国保	
	<input type="checkbox"/> その他	

を

3 健康保険	<input type="checkbox"/> 国保	<input type="checkbox"/> 組合
	<input type="checkbox"/> 協会	
	<input type="checkbox"/> 県外国保	
	<input type="checkbox"/> その他	

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**告 示**

**川崎市告示第654号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設局土木管理部管理課において、平成20年11月17日から平成20年12月1日まで一般の縦覧に供します。

平成20年11月17日

川崎市長 阿部 孝 夫